

お知らせ

古物営業法の一部が改正されました。



改正概要



全国

その

① 許可単位の見直し

【改正法第5条第1項】

平成32年4月施行予定

改 正 後

現行では、営業所等が所在する都道府県ごとに古物営業の許可を受ける必要があります。

主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受ければ、その他の都道府県に営業所等を設ける場合は届出で足りることとなります。

重要 主たる営業所等の届出が必要です。

【改正法附則第2条】

現在、古物商又は古物市場主の許可をお持ちの方は、平成30年10月24日（改正法施行日）から平成32年4月の改正法施行日（未定）までの間に、その主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、主たる営業所等の名称及び所在地の届出が必要となります。期間内に届出書を提出した古物商又は古物市場主の方で、改正法施行の際現に改正前の古物営業法の規定による許可を受けていた方は、改正後の古物営業法の規定による許可（新法許可）を受けているものとみなされます。

ただし、この届出をしないで営業を行った場合は「無許可営業」の扱いとなります。

その

② 営業制限の見直し

【改正法第14条第1項ただし書】 平成30年10月施行予定

現行では、古物商は、営業所又は取引の相手方の住所等以外の場所で、買受けのための古物の受け取りができません。

事前に届出をすれば、仮設店舗（現行の「露店」から改称）において、古物を受け取ることができることとなります。

チェック

仮設店舗において古物営業を営む場合は、その3日前までに、その仮設店舗を設けようとする場所を管轄する公安委員会に「仮設店舗営業届出書」の提出が必要となります。

その

③ 簡易取消しの新設

【改正法第6条第2項】

平成30年10月施行予定

現行では、所在不明である古物商等の許可を迅速に取り消すことはできません。

許可を受けた古物商等の所在を確知できない場合、公安委員会が一定期間公告を行い、30日を過ぎても申出がない場合には、許可を取り消すことができることとなります。

その

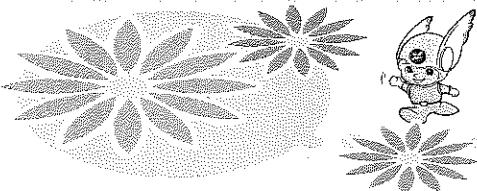
④ 欠格事由の追加

【改正法第4条第3号及び第4号】 平成30年10月施行予定

現行では、古物商等の欠格事由に暴力団排除条項が設けられていません。

暴力団員等を排除するため、許可の欠格事由に、暴力的不法行為等を行うものを追加することとしました。

問合せ先
神奈川県警察本部 生活安全総務課 営業第一係
電話番号 045-211-1212



主たる営業所等の届出について

旧法許可に対する経過措置とは

古物商等は、新法の施行（2年後施行）前に、主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会に、主たる営業所等その他の営業所等の名称及び所在地の届出を行い、かつ、施行の際現に、改正前の古物営業法による許可を受けているものは、2年後の施行日以降においても、主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会による新法許可を受けているものとみなされます。（以下「みなし新法許可者」という。）

届出を行わなかった場合の取扱いは

「新法許可者」とはみなしられません。期間内に届出をせず古物営業を継続した場合は、無許可営業の扱いとなります。許可を得るには新たに許可申請を行う必要があります。

届出を行うことができる期間は

届出期間は、改正法に係る6月後施行日（予定：平成30年10月24日）から2年後施行日（平成32年4月施行日）の前日までの間となります。

届出を行う場所は

届出を行う場所は、主たる営業所等の所在地の所轄警察署長を経由して別記様式「主たる営業所等届出書」（以下「届出書」という。）を提出することとなります。

※ 受付窓口は、各警察署の生活安全（第一）課・防犯（少年）係となります。

県内に営業所が1つでも届出は必要か

営業所がたとえ1つであっても届出は必要です。住所や居所を営業所として届出している場合も同様となります。また、県内に複数の営業所が所在する場合は、そのいずれかを「主たる営業所」に定め、それ以外は「その他の営業所」として届出を行います。

複数の県で許可を取得している場合の届出

複数の県から許可を受けている場合は、そのいずれか1つの県に「主たる営業所」を定めて届出書を提出することとなります。その際、「主たる営業所」以外の営業所（他県を含む。）は、届出書（その2）「その他の営業所」に記載して届出を行います。

新法における「旧許可証」の取扱いは

「みなし新法許可者」であって、旧法許可を1つの公安委員会のみから受けていた古物商は、当該旧法許可に係る許可証（以下「旧許可証」という。）は、新法許可に係る許可証とみなされます。

複数の県で許可を取得している場合の「旧許可証」の取り扱いは

「みなし新法許可者」であって、旧法許可を2つ以上の公安委員会から受けていた古物商は、2年後施行日から1年を経過する日までの間に、今後、国家公安委員会規則で定められる書類に、当該古物商が所有する全ての旧許可証を添付して、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、新法許可に係る許可証の交付申請をしなければなりません。（※届出の開始日は、平成32年4月以降であることに注意してください。）

なお、旧許可証を主たる営業所を管轄する公安委員会に提出するまでの間（施行日から1年を経過する日までの間に限る。）は、旧許可証は、新法許可に係る許可証とみなされます。